

## 施設・学校における感染症集団発生状況

各施設からの報告に基づき集計しました。なお、現在のところ各施設では感染対策を講じており施設外への広がりはありません。  
しかし、感染性胃腸炎は家庭等の市中でも感染がありますので、手洗いなどの予防策を徹底してください。

第19週(平成29年5月8日から平成29年5月14日まで)

二次保健 医療圏域	施設種類	結核		腸管出血性大腸菌		感染性胃腸炎	
		発生施設数	累計	発生施設数	累計	発生施設数	累計
阪神南	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						
阪神北	保育所・幼稚園						
	学校					1	1
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計					1	1
東播磨	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						
北播磨	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						
中播磨	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						
西播磨	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						
但馬	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						

二次保健 医療圏域	施設種類	結核		腸管出血性大腸菌		感染性胃腸炎	
		発生施設数	累計	発生施設数	累計	発生施設数	累計
丹波	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						
淡路	保育所・幼稚園						
	学校						
	高齢者等社会福祉施設						
	医療機関						
	その他						
	計						
合計						1	1

※平成29年度の累計は、第14週(4月3日～4月9日)からの集計です。

※保健所設置市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市)は除く。

※「学校」には、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校を含む。

※高齢者等社会福祉施設には、高齢者社会施設、障害者福祉施設、その他介護施設等を含む。

※集団感染の定義は、平成17年2月22日付け健発第0222002号他厚生労働省健康局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づく。ただし、結核の場合は、平成19年3月29日付け健感発第0329002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて」に基づく。

※「学校」「医療機関」における感染性胃腸炎の発生施設数は参考集計とし、健康福祉事務所に報告のあったもののうち、上記厚生労働省局長通知(平成17年2月22日付け健発第0222002号他)に準じて計上している。